

特定非営利活動法人国際医療支援機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際医療支援機構という。

ただし、英文表記は International Support Center for Medical Corporation (略称 ISCM) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、少子高齢化、医療サービスの国際化が進むにつれて生じる日本及び国際社会の諸問題に対応するため、医療分野を主軸に介護、福祉などの分野に関する事業、運営支援を行い、日本の医療・介護・福祉分野における技術・サービスの先進性、優位性を広く世界に知らしめ、日本ならびに新興国を中心とする諸外国の、当該分野の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 医療通訳者育成事業
 - ② 医療通訳支援・コーディネート事業
 - ③ 医療通訳に関する情報発信事業
 - ④ メディカルツーリズムコーディネート事業
 - ⑤ 医療従事者に関する教育事業
 - ⑥ 保育所の運営などの子育て支援事業
 - ⑦ 学童保育事業およびその関連事業
 - ⑧ 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業
 - ⑨ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ⑩ 児童福祉法に基づく児童の福祉を増進する事業

- ⑪ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑫ 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業
- ⑬ 子育て・福祉相談支援事業
- ⑭ 子育て・福祉に関する教育事業
- ⑮ 関連 ICT (Information and Communication Technology) ツール普及事業
- ⑯ 医療・福祉などの分野のネットワーク構築事業
- ⑰ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 通訳会員 この法人が適切と判断し、かつ法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長及び副理事長が、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任、役員解任及び職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の

5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田中 輝男
理 事	宮寺 徹
	東 伸光
	峯本 麻衣子
	中島 祐介
監 事	芝本 博文

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 入会金0円 年額10,000円
- (2) 賛助会員会費 入会金0円 年額一口10,000円（一口以上）
- (3) 通訳会員会費 入会金0円 年額一口1,000円（一口以上）

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人 国際医療支援機構

I 事業期間

2026年1月1日～2026年12月31日

II 事業の実施方針

医療従事者に関する教育事業については、子育て支援事業に重点を置くため、事業規模を縮小する。

障害児通所支援事業については、順調に推移しているため、本年度に相談支援及び保育所等訪問支援の2事業を追加で認可申請する予定。

保育園事業についても順調に推移しているため、2025年よりこどもの杜保育園ほかほかで試行的に実施した「こども誰でも通園制度」をこどもの杜保育園すくすくでも2026年度より実施することとした。

また、こども家庭庁の「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業」に応募し保育待機児童問題が落ち着きつつある一方、学童保育難民問題の課題解決に取り組む予定である。

III 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 医療従事者に関する教育事業 (定款第5条⑤)
(内 容) 医療・福祉に関する情報収集と提供
(実施場所) 大阪市法人事務所
(実施日時) 2026年1月～2026年12月
(事業の対象者) 医療・福祉従事者及び医療・福祉分野で活躍を目指す若者
(収 益) 3,600,000円
(業務受託料) 300千円×12ヵ月
(費 用) 2,830,000円
(人件費(法定福利費・福利厚生費含む) 2,000千円/地代家賃 530千円/
旅費交通費 200千円/消耗品費 100千円)
- (2) (事業名) 保育所の運営などの子育て支援事業 (定款第5条⑥)
(内 容) 小規模保育事業所3園の運営、経営
(実施場所) 京都市下京区・中京区
(実施日時) 2026年1月～2026年12月
(事業の対象者) 京都府・市及び大阪府・滋賀県の保育を必要とする個人、法人
(収 益)
1) 事業Ⅰ 120,000,000円
(保育給付費 110,000千円/保育料等個別負担金 10,000千円/30人分)
2) 事業Ⅱ 60,000,000円
(保育助成金 54,000千円/保育料等個別負担金 6,000千円/19人分)
- (費 用)
1) 事業Ⅰ 111,170,000円
(人件費(法定福利費・福利厚生費含む) 84,000千円/広告宣伝費 60千円/衛生費 600千円/
食材費 4,000千円/水道光熱費 1,100千円/車両費 100千円/消耗品費 1,400千円/
賃借料 900千円/修繕費 600千円/旅費交通費 2,600千円/通信費 360千円/
支払手数料 3,400千円/会議費 120千円/図書教育費 160千円/地代家賃 11,770千円)

2) 事業Ⅱ 53,750,000円

(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)42,000千円/広告宣伝費30千円/衛生費200千円/
食材費2,500千円/水道光熱費550千円/消耗品費800千円/賃借料300千円/修繕費200千円/
旅費交通費1,400千円/通信費170千円/支払手数料1,800千円/会議費120千円/
図書教育費80千円/地代家賃3,600千円)

- (3) (事業名) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (定款第5条⑨)
児童福祉法に基づく児童の福祉を増進する事業 (定款第5条⑩)
(内 容) 児童発達支援事業所の運営及び保育所等訪問支援
(実施場所) 京都市中京区
(実施日時) 2026年1月～2026年12月
(事業の対象者) 京都府・市、大阪府、滋賀県の療育が必要な児童及び保育所等
(収 益) 30,000,000円
(療育給付費29,400千円/利用者実費負担金600千円/延べ320人分)
(費 用) 29,770,000円
(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)24,000千円/広告宣伝費30千円/
水道光熱費550千円/消耗品費100千円/修繕費200千円/旅費交通費1,200千円/
通信費170千円/支払手数料400千円/会議費120千円/地代家賃3,000千円)
- (4) (事業名) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (定款第5条⑪)
障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業 (定款第5条⑫)
(内 容) 障害児相談支援事業所の運営
(実施場所) 京都市中京区
(実施日時) 2026年10月～2026年12月
(事業の対象者) 京都府・市、大阪府、滋賀県の療育が必要な児童及びその保護者
(収 益) 140,000円 (相談料)
(費 用) 140,000円 (人件費140千円)

上記以外の事業は本年度実施予定なし

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人 国際医療支援機構

I 事業期間

2027年1月1日～2027年12月31日

II 事業の実施方針

医療従事者に関する教育事業については、前年度と同様に子育て支援事業に重点を置くため、現状維持とする。

障害児通所支援事業については、前年度に開始した相談支援及び保育所等訪問支援の2事業を発展させるべく、保育所及び他事業者が運営する児童発達支援事業所との連携を強化する。

保育園事業については、少子化が進む予測もあるため「こども誰でも通園制度」を活用し児童の確保を図り、また差別化のコンテンツ等を模索する。

こども家庭庁の「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業」は2027年1月より稼働する。

III 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) 医療従事者に関する教育事業 (定款第5条⑤)

(内 容) 医療・福祉に関する情報収集と提供

(実施場所) 大阪市法人事務所

(実施日時) 2027年1月～2027年12月

(事業の対象者) 医療・福祉従事者及び医療・福祉分野で活躍を目指す若者

(収 益) 3,600,000円

(業務受託料@300千円×12ヵ月)

(費 用) 2,830,000円

(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)2,000千円/地代家賃530千円/旅費交通費200千円/消耗品費100千円)

(2) (事業名) 保育所の運営などの子育て支援事業 (定款第5条⑥)

(内 容) 小規模保育事業所3園の運営、経営

(実施場所) 京都市下京区・中京区

(実施日時) 2027年1月～2027年12月

(事業の対象者) 京都府・市及び大阪府・滋賀県の保育を必要とする個人、法人

(収 益)

1) 事業Ⅰ 120,000,000円

(保育給付費110,000千円/保育料等個別負担金10,000千円/30人分)

2) 事業Ⅱ 60,000,000円

(保育助成金54,000千円/保育料等個別負担金6,000千円/19人分)

(費 用)

1) 事業Ⅰ 113,170,000円

(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)86,000千円/広告宣伝費60千円/衛生費600千円/食材費4,000千円/水道光熱費1,100千円/車両費100千円/消耗品費1,400千円/賃借料900千円/修繕費600千円/旅費交通費2,600千円/通信費360千円/支払手数料3,400千円/会議費120千円/図書教育費160千円/地代家賃11,770千円)

2) 事業Ⅱ 55,350,000円

(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)43,600千円/広告宣伝費30千円/衛生費200千円/
食材費2,500千円/水道光熱費550千円/消耗品費800千円/賃借料300千円/修繕費200千円/
旅費交通費1,400千円/通信費170千円/支払手数料1,800千円/会議費120千円/
図書教育費80千円/地代家賃3,600千円)

- (3) (事業名) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(定款第5条⑨)
児童福祉法に基づく児童の福祉を増進する事業(定款第5条⑩)
(内容) 児童発達支援事業所の運営及び保育所等訪問支援
(実施場所) 京都市中京区
(実施日時) 2027年1月～2027年12月
(事業の対象者) 京都府・市、大阪府、滋賀県の療育が必要な児童及び保育所等
(収益) 32,000,000円
(療育等給付費31,200千円/利用者実費負担金800千円/延べ340人分)
(費用) 30,030,000円
(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)24,260千円/広告宣伝費30千円/
水道光熱費550千円/消耗品費100千円/修繕費200千円/旅費交通費1,200千円/
通信費170千円/支払手数料400千円/会議費120千円/地代家賃3,000千円)
- (4) (事業名) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業(定款第5条⑪)
障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業(定款第5条⑫)
(内容) 障害児相談支援事業所の運営
(実施場所) 京都市中京区
(実施日時) 2027年1月～2027年12月
(事業の対象者) 京都府・市、大阪府、滋賀県の療育が必要な児童及びその保護者
(収益) 3,600,000円(相談料)
(費用) 4,140,000円
(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)3,200千円/広告宣伝費60千円/
衛生費100千円/水道光熱費100千円/消耗品費400千円/旅費交通費180千円/
通信費100千円)
- (5) (事業名) 学童保育事業およびその関連事業(定款第5条⑦)
児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業(定款第5条⑧)
(内容) 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業の運営
(実施場所) 京都市中京区
(実施日時) 2027年1月～2027年6月
(事業の対象者) 京都市内の学童保育が必要な児童
(収益) 3,200,000円(保育助成金)
(費用) 3,100,000円
(人件費(法定福利費・福利厚生費含む)2,600千円/広告宣伝費100千円/
消耗品費300千円/旅費交通費50千円/通信費50千円)

上記以外の事業は本年度実施予定なし

2026年度活動予算書

2026年 1月 1日 ～ 2026年 12月 31日 まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
通訳会員受取会費	0	100,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
事業計画書番号 (2) 保育所の運営などの子育て支援事業 I	120,000,000		
(2) 保育所の運営などの子育て支援事業 II	60,000,000		
(3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	30,000,000		
(4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	140,000		
(1) 医療従事者に関する教育事業	3,600,000		
その他		213,740,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			213,840,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	130,120,000		
法定福利費	20,820,000		
福利厚生費	1,200,000		
人件費計	152,140,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	120,000		
衛生費	800,000		
食材費	6,500,000		
水道光熱費	2,200,000		
車両費	100,000		
消耗品費	2,400,000		
賃借料	1,200,000		
修繕費	1,000,000		
旅費交通費	5,400,000		
通信費	700,000		
支払手数料	5,600,000		
会議費	360,000		
図書教育費	240,000		
地代家賃	18,900,000		
雑費	0		
その他経費計	45,520,000		
事業費計		197,660,000	

2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1,330,000		
人件費計	1,330,000		
(2) その他経費			
保険料	320,000		
租税公課	500,000		
減価償却費	5,500,000		
接待交際費	360,000		
諸会費	180,000		
寄付金	60,000		
地代家賃	1,800,000		
雑費	480,000		
支払利息	680,000		
その他経費計	9,880,000		
管理費計		11,210,000	
経常費用計			208,870,000
税引前当期正味財産増減額			4,970,000
消費税法人税等			190,000
当期正味財産増減額			4,780,000
前期繰越正味財産額			27,849,414
次期繰越正味財産額			32,629,414

2027年度活動予算書

2027年 1月 1日 ～ 2027年 12月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
通訳会員受取会費	0	100,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
(2) 保育所の運営などの子育て支援事業 I	120,000,000		
(2) 保育所の運営などの子育て支援事業 II	60,000,000		
(3) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	32,000,000		
(4) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	3,600,000		
(1) 医療従事者に関する教育事業	3,600,000		
(5) 学童保育事業	3,200,000		
その他		222,400,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			222,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	138,400,000		
法定福利費	21,960,000		
福利厚生費	1,300,000		
人件費計	161,660,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	280,000		
衛生費	900,000		
食材費	6,500,000		
水道光熱費	2,300,000		
車両費	100,000		
消耗品費	3,100,000		
賃借料	1,200,000		
修繕費	1,000,000		
旅費交通費	5,630,000		
通信費	850,000		
支払手数料	5,600,000		
会議費	360,000		
図書教育費	240,000		
地代家賃	18,900,000		
雑費	0		
その他経費計	46,960,000		
事業費計		208,620,000	

事業計画書番号

2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	1,330,000		
人件費計	1,330,000		
(2) その他経費			
保険料	320,000		
租税公課	500,000		
減価償却費	5,500,000		
接待交際費	360,000		
諸会費	180,000		
寄付金	60,000		
地代家賃	1,800,000		
雑費	480,000		
支払利息	720,000		
その他経費計	9,920,000		
管理費計		11,250,000	
経常費用計			219,870,000
税引前当期正味財産増減額			2,630,000
消費税法人税等			190,000
当期正味財産増減額			2,440,000
前期繰越正味財産額			32,629,414
次期繰越正味財産額			35,069,414